

2026 年度 第 2 回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会議事録

〔日時〕

2026 年 7 月 29 日（水）18:30～20:00

〔場所〕

町田市庁舎 3-2・3-3 会議室

〔出席委員〕※敬称略

長田、金、長谷川（浩）、五十子、井上、星野、長谷川（昌）、渋谷、北澤、安達、岩橋、竹内、川添
－13 名

〔事務局〕

いきいき生活部長 武藤、いきいき総務課長 竹川、高齢者支援課長 笹川、高齢者支援課高齢者総合相談
担当課長 伊奈、介護保険課長 江成、介護保険課担当課長 古川、保険年金課長 岸、永井、高城、松田、
齋藤、箕輪、山田、松村、蛭田、斉藤、有田、鈴木、氏家、望月、高木、有山、星野、結城、諏訪、金子、
大島、水村、井上、秋山、島田
－31 名

〔会議の公開・非公開の別〕

公開

〔傍聴人〕

5 名

〔次第〕

1 開会挨拶

2 議題

(1)「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」の素案について【資料 1-1～資料 1-2】

(2)「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」における 3 つの重点テーマについて【資料 2-1～資料 2-3】

3 報告

(1)令和 8 年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金（介護保険インセンティブ交付金）の評価結果について【資料 3】

4 事務局より

5 閉会

〔配付資料〕

【資料 1-1】「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」素案の概要

【資料 1-2】「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」素案

【資料 2-1】3つの重点テーマについて

【資料 2-2】認知症とともに生きるまちづくり

【資料 2-3】あつまる・そだつ・つながる まちだの介護人材

【資料 3】令和 8 年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金
(介護保険インセンティブ交付金) の評価結果について

〔内容〕

1 開会挨拶

事務局

皆様、本日はお忙しいところ、2026 年度第 2 回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。私は事務局を担当しております、いきいき総務課の永井と申します。しばらくの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、いきいき生活部長の武藤より、開会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。

事務局

皆様、こんばんは。いきいき生活部長の武藤でございます。本日は、ご多用の中、また、大変暑さ厳しい中、2026 年度第 2 回町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、審議会委員の皆様には、日頃から、市の高齢者施策や介護保険行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

前回の審議会では、町田市の高齢化等の状況など、次期プラン策定に向けた町田市の現状についてご報告をさせていただきましたが、前回の審議会以降、6 月 29 日には、プラン策定にかかる国の指針案が公表されるなど、国の動きも本格化してまいりました。

本審議会においても、本日の審議会から 11 月ごろまで、毎月審議会を開催させていただきます、本格的に「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」の素案についてご審議いただくこととなります。

本日お示しする素案は、前回までの審議会でご審議いただいた内容を基に次期プランの方向性をお示しするものです。今後は、この素案をもとに、より具体的な検討ができればと考えております。

委員の皆様には、限られた時間の中ではございますが、忌憚のないご意見を賜り、闊達なご議論を重ねていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

※本日の流れの確認や資料確認等の事務連絡後、進行を長田会長へ引継

2 議題

(1)「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」の素案について

長田会長 改めまして、会長を務めさせていただきます長田と申します。よろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。それでは、お手元の次第に沿いまして進めてまいります。

はじめに、議題(1)「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」の素案について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、いきいき総務課竹川より、議題(1)「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」の素案についてご説明いたします。

本日は、資料 1-1 の概要版にて内容をご説明いたします。資料 1-2 は参考資料として、実際の計画書をイメージした内容を掲載しています。これまでの審議会でご報告させていただいた内容をまとめているほか、課題抽出のプロセスなど、詳しい内容は資料 1-2 に記載させていただいておりますので、必要に応じてご参照ください。

それでは、資料 1-1 の 1 ページをご覧ください。「1. プランの概要」です。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることを目指して、2027 年度から 2029 年度の 3 年間を計画期間とする「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」を策定します。このプランでは、「老人福祉計画」「介護保険事業計画」「認知症施策推進計画」を一体的に策定することで、高齢者施策の全体像を体系的に示し、より効果的な高齢者施策の推進を図ります。法的な位置づけは記載の通りです。

続けて「2. プラン改定のポイント」です。改定のポイントは大きく 3 点あり、1 点目として「健康の視点」を追加しました。2024 年に閣議決定された新たな高齢社会対策大綱では、健康・福祉の分野における基本施策の指標として、「健康寿命の延伸」や「健康診査受診率の向上」、「通いの場への参加率向上」などを定めており、健康や介護予防、介護保険制度の持続可能性に関する取組みが求められているところです。

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることは、誰もが抱く共通の願いであり、そのためには、自身が健康と感じることや介護が必要になっても安心して生活できる環境が必要になります。このことを踏まえ、あらためて健康の視点を加え、「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと健康に暮らし続けられること」を目指します。

ポイントの 2 点目としては、「認知症施策推進計画」策定の努力義務化です。2024 年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。認知症基本法が定める基本理念及び基本的施策は、D カフェや 16 のまちだアイ・ステートメントなど、これまでに市が先進的に取組んできた認知症施策の方向性と一致するものです。このことを踏まえ、同法に基づき策定する市町村認知症施策推進計画を町田市いきいき長寿プランと一体的に策定することで、認知症になっても地域の中で自分らしく活躍できる「認知症とともに生きるまち」の更なる推進を目指します。

ポイントの 3 点目としては、介護保険料の改定です。安定した制度運営を行うため、3 年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画期間にかかる総事業費の推計を行い、必要となる保険料を算出して保険料改定を行います。今後も引き続き、安定した介護サービスを提供するため「持続可能な介護保険制度を運営すること」を目指します。

2 ページをご覧ください。このプランでは、これまで町田市が掲げてきた「高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～」を基本理念とし、3つの基本目標を定めました。

はじめに、基本目標Ⅰ「住み慣れた地域で、みんなできいきと健康に暮らすことができる」です。前計画の基本目標である「住み慣れた地域で、つながり、支えあいながら、いきいきと暮らすことができる」に、あらためて健康の視点を加え基本目標を定めました。地域でつながり、支え合いながら、みんなで健康寿命の延伸を目指します。

次に、基本目標Ⅱ「認知症になっても地域の中で自分らしく活躍することができる」です。高齢化の進行に伴い、認知症の人の増加が見込まれるなか、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で自分らしく活躍することができるよう「認知症とともに生きるまち」を目指します。

最後に、基本目標Ⅲ「将来にわたり、よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる」です。高齢化が著しく進行していくなか、中長期的なサービス提供体制の確保が求められることから、前計画から基本目標を引き継ぎました。引き続き、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

3 ページをご覧ください。「4. 健康の視点を踏まえた現状分析」です。高齢者施策の現状分析にあたっては、健康の視点を踏まえ、新たに2つの分析を行いました。

はじめに、町田市の特定健診及び後期健診における受診率の推移です。全期間を通じて、後期健診の受診率の方が特定健診よりも高い水準で推移しています。2020 年度を底として、翌 2021 年度からは回復傾向にあります。特定健診はコロナ禍前と同水準まで回復しているのに対し、後期健診はコロナ禍前の水準にはわずかに届いておらず、健診の受診率は約半数に留まっていることが分かりました。

次に、要介護認定を受けていない町田市の高齢者のうち、かかりつけ医がいる方の割合の推移です。要介護認定を受けていない高齢者を対象に「あなたには“かかりつけ医”はいますか」、「体調が悪い時や健康について相談したいときに、いつも受診する医師や医療機関はありますか」と調査した結果、全期間を通じて、「はい」と回答された方の割合は約 80%前後で推移しています。このことから多くの高齢者にかかりつけ医がいることが分かりました。

4 ページをご覧ください。「5. 課題の整理、基本施策の設定」です。高齢者等の声や町田市の現状を踏まえ、町田市の課題を6つの類型に分けて整理しました。また、それぞれ課題に対応した、6つの基本施策を定めました。上からご説明していきますが、はじめに「高齢者等の声」として「生きがいをもって暮らしたい」「健康に暮らし続けたい。」「家族が認知症になった時が不安だ。」「十分なサービスを提供するために、必要な職員を確保したい」「アドバンス・ケア・プランニングの普及啓発が必要」などの意見を読み取りました。

このような声の中、町田市を取り巻く現状として、引き続き高齢化率は上昇し、2040 年には4人に1人が一人暮らし高齢者となること、後期高齢者が増加していくこと、介護給付費も増加を続けること、7人に1人が認知症者となること、健診の受診者数

は約半数に留まること、約 80%の高齢者にかかりつけ医がいること、などを踏まえ、市の課題を 6 つの類型に整理しました。

1 つめの類型は「介護予防・フレイル予防・社会参加の場づくり」です。高齢者の社会参加と活躍の機会や、より多くの高齢者が参加しやすい通いの場の拡充が求められています。

2 つめの類型は「サービス提供・相談体制」です。高齢者を孤立させないために更なるアプローチや、安心した暮らしの実現に取り組むことなどが求められています。

3 つめの類型は「認知症に関すること」です。認知症の人やその家族が暮らしやすいまちづくりや、認知症の人の家族に対する支援の拡充が求められています。

4 つめの類型は「高齢者を支える仕組みづくり・体制づくり」です。複雑化・複合化した課題の受け止め体制の充実や、健康寿命の延伸に向けた取り組み、本人の意思を反映した医療・ケアを実現する取り組み、医療・介護連携などの取り組みが求められています。

5 つめの類型は「サービス基盤と人的基盤の確保・充実」です。介護人材の育成・確保・定着や、必要な介護施設の確保が求められています。

6 つめの類型は「介護保険の効率化・適正化」です。持続可能な介護保険制度の運営に向けた取り組みや、介護サービスの質の更なる向上が求められています。

この 6 つの課題類型に対応した基本施策として、記載の 6 つを基本施策として定めました。

5 から 6 ページをご覧ください。「6. プランの体系」です。これまでご説明してきた内容を体系図として表しました。

基本理念のもと、3 つの基本目標の達成に向け、課題類型に対応した 6 つの基本施策を定めました。また、6 つの基本施策を細分化した 13 の「取り組みの方向性」を定めたほか、現時点の重点の案を記載しています。なお、重点については、この後の議題で内容をご説明いたします。今後、この「6 つの基本施策」及び「13 の取り組みの方向性」の分類に基づいて、具体的な取り組みを検討しまして、第 4 回の審議会でご審議いただく予定でございます。「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」の素案について」に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

長田会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明を受けまして、議題 (1) に質疑等のある委員は挙手をお願いします。いかがでございましょうか。次から具体的な話なので、そこでまた詳しくご質問いただけたと思いますが、先に進めてよろしゅうございますか。

(2)「(仮称)町田市いきいき長寿プラン 27-29」における 3 つの重点テーマについて

長田会長

それでは議題の (2)「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」における 3 つの重点テーマについて、事務局から続けてご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、いきいき総務課竹川より、議題 (2)「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」における 3 つの重点テーマについてご説明いたします。

重点テーマは、重点的に取り組む分野として、「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」の第 4 章として掲載する予定でございます。

本日は重点テーマの概要と、3つの重点テーマの内2つの内容についてご説明をいたします。残る1つにつきましては、次回の審議会にてご説明をさせていただく予定です。

それでは、はじめに重点テーマの概要をご説明いたします。お手元の資料2-1をご覧ください。日本全体が「超高齢社会」となり、今後もさらに高齢化が進展していきます。経済社会の担い手の不足、経済規模の縮小等のほか、一人暮らしの高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加など、様々な場面で高齢者だけではなく、全ての世代の方々にとって高齢社会の影響は現れます。これらは、誰にとっても日常生活の中で身近な課題となり得るものであり、高齢者を含む、全ての世代の人が「自分ごと」として捉えることが大切であると考えます。

これまでのプランでは、市が行っている取組みのうち、幅広い世代や立場の方が関心を持ち、また、関わることにより、これまで以上の効果を生み出すことができる「介護予防・フレイル予防」、「認知症施策」、「介護人材確保」の3つの分野を「重点テーマ」として推進してきました。これらの取組みについては、先進的な取組みとして日本各地はもとより海外からも視察が訪れています。

このことから、次期プランである「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」においても、引き続き、この3つの分野について、重点的に推進してまいります。

まず、1つ目のテーマである「社会参加」で介護予防・フレイル予防でございます。このテーマでは、高齢者の皆様が、身近な場所で、自分に合った集まりや活動に参加し、介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、様々な環境づくりを進めていきます。

次に、2つ目のテーマである「認知症とともに生きるまちづくり」といたしましては、認知症になっても地域の中で自分らしく活躍することができるよう、「認知症とともに生きるまち」の目指すべき姿である「16のまちだアイ・ステートメント」の更なる普及とその実現に向けた取組みを推進していきます。

最後に、3つ目のテーマである「あつまる・そだつ・つながる・まちだの介護人材」でございます。本テーマでは、高齢化に伴い介護サービス需要が増加しても必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスを支える介護人材の確保・育成・定着について取り組んでいきます。

この3つの重点テーマについて、市が行ってきた特徴的な取組みを様々な立場や世代の方と共有し、重点的に推進してまいります。資料2-1に係る説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

長田会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明を受けまして、資料2-1について、質疑等のある委員は挙手をお願いします。いかがでございましょうか。これも基本的な方針のようなものですので、少し先にまた進んで具体的な内容からご質問いただくということにしてよろしゅうございますか。それでは引き続き、議題(2)「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」における3つの重点テーマの資料2-2に基づいて事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、3つの重点テーマの1つ、「認知症とともに生きるまちづくり」について、高齢者支援課笹川からご説明させていただきます。

まず、1 ページ目をご覧ください。はじめに市の取組みの説明の前に、「認知症とは」の定義と、最新の統計データに基づく推計値を用いて、認知症は誰にでも起こり得る身近な症状であることを説明し、認知症を自分事として捉え、考えていただくための説明を記載しております。

次のページをご覧ください。このページでは、2024 年 1 月に施行された、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、いわゆる「認知症基本法」について説明するとともに、同法に基づき、国が策定した認知症施策推進基本計画に示されている「新しい認知症観」について説明を行っています。

また、市ではこのような国の動きや考え方に先立ち、認知症になっても地域の中で自分らしく活躍することができる「認知症とともに生きるまち」を目指し、様々な取組みを実施してまいりました。そして、これからも、市が行う様々な取組みは、認知症の人の声を大切にし、取組んでいく旨を説明しております。そして、今後はこれまでの取組みに加え、「認知症の人の社会参加機会の創出」や更なる「家族介護者支援等」を推進し、「認知症とともに生きるまち」の実現を目指すこととしています。

次にページ下部の「町田市認知症施策推進協議会」をご覧ください。こちらでは市の認知症施策について協議するため、学識経験者や医師、ケアマネジャーなど、認知症に関わる多種多様な分野の委員で構成される「町田市認知症施策推進協議会」について、説明しています。

この協議会では、昨年度から市の施策について企画・計画段階から、本人等の声を反映するため、認知症の人や家族介護者も委員として参画しています。これにより、認知症の人や家族介護者の方が感じていること、求めていること、大切にしたいことを様々な関係者が共有し、それを考え、実現するために何をすべきかを協議することで、これまで気づけなかった様々な観点から暮らしやすいまちづくりに繋がっています。こちらではこの協議会について紹介しています。

次のページをご覧ください。ここでは市が目指す「認知症とともに生きるまちづくり」の目指すべき姿である「16 のまちだアイ・ステートメント」について紹介を行っています。このページ以降では、このアイ・ステートメントを基に推進していく取組みについて、それぞれ該当するアイ・ステートメントとともに紹介を行っていきます。

次のページをご覧ください。ここからはアイ・ステートメントを基に、今回の計画で重点的に取組んでいく項目について記載しています。

まずは「その 1 【D カフェ】」です。町田市が開催する D カフェは、コーヒーチェーン店の協力により、市内の店舗で定期的で開催しています。この取組みは全国に先駆けた取組みとして、国内のみならず、国外からも視察が来るなど、町田市における代表的な取組みの一つとして有名です。この取組みは今後も重点的な取組みとして、継続して取組んでまいります。

次に「その 2 【認知症の人の社会参加機会の創出】」をご覧ください。こちらは今回の計画から重点的に取組んでいく項目として挙げている取組みの一つです。先ほどご説明いたしました「認知症基本法」の理念の一つに認知症当事者の「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保」が示されています。市では認知症になっても地域で役割を持ち、活躍できるよう、認知症の人や、認知症サポーター、地元企業

等、地域の人達が共にチームとなり、認知症の人が望む活動にチャレンジするための「認知症の人の社会参加推進事業」を実施し、認知症の人の社会参加を推進してまいります。

次のページをご覧ください。「その3【認知症の人の家族等への支援】」についてでございます。こちらでも今回の計画から重点的に取組んでいく項目として挙げている取組みの一つです。「認知症とともに生きるまち」は、認知症の人だけでなく、その家族等にとっても自分らしく活躍することができるまちです。市では、これまでの取組みに加え、認知症の人の家族介護者が不安や悩みを吐露し、想いを共有することができる家族介護者のための交流会を開催するなどの支援を実施し、認知症の人の家族等にとっても自分らしく活躍できるまちづくりを推進していきます。

次に「その4【まちづくりワークショップ】」についてでございます。市が実施するまちづくりワークショップは、認知症の人とその家族、医療福祉関係者、企業、学生等の幅広い方々と「認知症とともに生きるまち」を実現するために何が出来かを考える場です。このまちづくりワークショップを通じて、「認知症とともに生きるまち」に主体的に取組む仲間を増やしてまいります。

次のページをご覧ください。「その5【認知症電話相談】」についてでございます。こちらでは、【認知症相談】のうち、代表的な取組みの1つである「認知症電話相談事業」について紹介しています。認知症相談に関する事業ではこちらに掲載しているもののほか、臨床心理士等が家族介護者等の相談を受け指導・助言を行うことにより、介護者の精神的負担軽減を図る「臨床心理士等による介護者等相談事業」も実施しています。

次に、「その6【認知症の早期受診支援】」についてでございます。市では、認知症の早期受診支援の取組みの一つとして、もの忘れが気になり始めた方などを対象に、専門医への受診案内や認知症の簡易検査等により、認知症の早期受診につなげ、安定した生活を送ることを目的とした「医師によるもの忘れ相談事業」を実施しています。この事業は医師が高齢者支援センターでの来所面接やご自宅への訪問等の方法を取り月に1回高齢者支援センターで実施されています。今後も市における認知症の早期受診の有効な取組みの一つとして重点項目として取組んでまいります。

次のページをご覧ください。最後に、これら認知症施策の取組みの成果を測るための指標についてでございます。指標につきましては、前回計画から引き続き「自分らしい生活が出来ていると感じている認知症の高齢者の割合」と「16のまちだアイ・ステートメントの認知度」を指標といたします。「自分らしい生活が出来ていると感じている認知症の高齢者の割合」の現状値・目標値についてでございますが、現状値が71.4%でございました。2023年度の現状値から2.4ポイント上昇いたしましたが、現プランの目標値まで0.6ポイント至りませんでした。次の目標値についてでございますが、これまでの考えを継続し、現プランの目標値である72%から2.7ポイント増である74.7%を2029年度の目標値といたします。

「16のまちだアイ・ステートメントの認知度【事業所】」の現状値・目標値についてでございますが、現状値が69.2%でございました。2023年度の現状値から1.5ポイント上昇いたしましたが、現プランの目標値まで0.8ポイント至りませんでした。

2029 年度の目標値についてでございますが、72.2%とし、引き続き事業を推進してまいります。

最後に「16 のまちだアイ・ステートメントの認知度【一般高齢者】」の現状値・目標値についてでございますが、現状値が 0.9%でございました。2023 年度の現状値から 0.6 ポイント上昇いたしました。現プランの目標値まで 2.1 ポイント至りませんでした。2029 年度の目標値についてでございますが、引き続き現プランの目標値である 3%とし、これまで以上に充実した認知症施策を推進するとともに、一つひとつの取組みが 16 のまちだアイ・ステートメントに基づくものであることを広報・周知しながら、認知症当事者や地域関係者ととともに取組みを推進してまいります。説明は以上です。

長田会長 ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明を受けまして、資料 2-2 について、質疑等のある委員は挙手をお願いします。

長谷川（昌）委員 町田市ケアマネジャー連絡会の長谷川です。2 点お聞きします。基本目標のⅡのところで、新規で「認知症になっても、地域の中で自分らしく活躍することができる」と、あと 3 つの重点テーマ、「認知症と共に生きるまちづくり」のところで認知症施策推進協議会とリンクしながらやっておられているというお話だったと思うのですが、このあたりの文言について、認知症施策推進協議会の中ではどんな意見があったのか、例えば、当事者が実際に委員に参加されているかと思うのですが、このあたりの文言的なものは、どの様に受け止められていたか、その辺の内容を教えてくださいたいのが 1 点です。もう 1 点は調査の数値のところ、資料の 2-2 の取組みの成果を測る指標のところ、1 点目の「自分らしい生活ができていると感じている認知症の高齢者の割合」というのは、何かしらの方法で認知症というのがわかっている方に向けて調査をされたのかというところと、「16 のまちだアイ・ステートメントの認知度」のところは、質問内容が「聞いたことがある」で認知されているのか、それとも「内容まで知っていて」認知されていると捉えているのか、どういう形で捉えているのか、教えていただければと思います。

長田会長 いかがでしょうか。

事務局 高齢者支援課の笹川です。先に指標のお話を申し上げます。「16 のまちだアイ・ステートメントの認知度」については「知っている」「聞いたことがある」という方を含めて認知度としております。その中には中身まで知っている方もいますし、名前だけは聞いたことがあるという方も含めて認知している方ということで含まれております。もう 1 点は高齢者の認知症の方の割合ということで、認知症の診断を受けた方を含めて調査をしたものとなっています。例えば、現状値で言いますと 71.4%となっているものに対して、認知症と診断されていない方で、同じ項目で「自分らしい生活ができている」と感じている方の割合は、77.7%となっています。何年かかけてになりますが、同じ割合になるように目指してまいりたいと考えております。

長谷川（昌）委員 承知いたしました。

長田会長 教えていただきたいのですが、この 71.4%で認知症の診断を受けた方と伺いましたが、そんなに人数が多くないと思うのですが、どれくらいの人数かお分かりでしょうか。

- 事務局 いきいき総務課の島田と申します。ご質問いただいた認知症と診断を受けた方の人数でございますけれども、こちらにつきましては 845 人の方が認知症の診断歴がある
とご回答いただいております。その中で生活、健康に関して意思が尊重されていると
感じているかどうかという設問の中で「はい」と、「そう思う」、もしくは、「どちら
かといえばそう思う」と、お答えいただいた方の割合がこちらの数字になっておりま
す。
- 長田会長 かなりいらっしゃるということですね。ご本人かご家族に認知症の診断を受けたこ
とがあるか、というふうにお尋ねになっているのでしょうか。
- 事務局 いきいき総務課の島田と申します。こちらの質問に関しましては、調査対象者の方
ご本人に認知症と診断を受けたことがあるか、という設問で「はい」「いいえ」でお
答えいただいているものになります。
- 長田会長 はい、ありがとうございます。承知いたしました。
- 事務局 高齢者支援課の笹川です。長谷川委員からご質問いただいたうちの 1 点目について
でございますが、こちらに記載している文言については、現行のいきいき長寿プラン
にも載せているところと同じような記載になっており、特段ご意見等はございません
でした。
- 長田会長 よろしゅうございますか。他にいかがでございましょうか。どうぞお願い致します。
- 星野委員 町田市高齢者支援センター連絡会の星野です。長谷川委員の質問と少しかぶると
ころもあるのでございますけれども、よろしく申し上げます。調査 2-2 の 7 ページのところ
です。できれば、より多くの市民に受け入れられるようなご提案という形でご意見を述
べさせていただければと思います。数字の根拠をもうちょっと明確にした方がよろし
いのではないかなという印象を受けました。71.4%これの分母が一体どうなっている
のか、これはさっきお答えいただいたところですが、感覚として、おそらく 1
万 6,000 人ではないとは想像できるのですけれども、もしアンケートとか、その聞く
場所、対象、これを限定されているようであれば、どこで誰々の調査、どういった方
への調査結果ですということを明確に示した方が納得いただける方がより多くいら
っしゃるのではないかなと思います。理想はあると思うのですけれども、私がセンタ
ー業務を行っている中で、非常に困っている人、ご本人ご家族、認知症のある人その
ご家族ですね、虐待につながるケースもたくさんある中で、認知症のある 1 万 6,000
人の人や、そのご家族、介護者にとって、より実態に即して納得いくような数字が示
されていくことが必要なんじゃないかというところが、まず一点です。
- それとアイ・ステートメントの認知度に関しても、同じく数字の根拠というものを
もうちょっと明確に示された方がよろしいのではないかなと思います。事業所の
69.2%というのは、事業所内で 1 人でも知っていればカウントされるということなの
か、例えばアンケートに回答する管理者とか、相談員のことを指しているのか、もし
くはアンケートに答える人が知っている場合がカウントされてくるのか、事業所内で
どの程度の人が知っていらっしゃるのか、知っているのはアイ・ステートメントとい
う言葉だけなのか、それとも中身についても知っているのか、もしくは中身のうち一
つ、二つ自分が共感できるものに関してはよく理解し意識して行動をしています、と
いうふうになっているのか、その辺の数字を根拠として示せると具体的な施策を進め

ることができるのではないかと思います。このアイ・ステートメントに関しましては家族や地域が関わっている内容というのも複数あります。例えば、1 番、3 番、5 番、6 番、このあたりはおそらく家族も十分に関わってくるケースなのではないかなと思います。事業所やここで示している一般高齢者だけではなくて、家族ですとか市民の認知度っていうのをに入れて指標を示していくっていうところも今後お考えになって検討いただいた方がよろしいのではないかなというところをご意見させていただきました。

長田会長 どうもありがとうございます。いかがでございましょうか、参考にさせていただくということでよろしいかと思いますが、何かあれば是非お願いいたします。

事務局 高齢者支援課の笹川です。ご意見ありがとうございます。数字の根拠やどのような方を対象にして調査をしたのかなど、計画の冊子のなかで、なるべくわかりやすく記載したいと考えております。貴重なご意見ありがとうございます。

長田会長 星野委員に伺いたいのですが、例えば、子供とか学生とかそういう人たちも知っておいてもいいような気もするのですが、その辺のお考えを教えてくださいでしょうか。高齢者だけじゃなくて指標も含めて、もっと広くという意味かと思うのですが。

星野委員 いま会長に言われると確かにそうかなと思うのですがけれども、私が考えている範囲としては、やはりその認知症の方に直接関わるであろうご家族とか、介護事業所とかです。より具体的にどのあたりまで把握されているのかというのが調査でわかるといいのではないかなと思っています。数字はいくらでも良くも見せることができますし悪く見せることもできるというところがあるので、ここを正確にお示ししていくことがこの指標につながってくるのではないかなと思っています。

長田会長 普及の焦点として、まず認知症に関わる方、それから広げていくという、もっと普及していいという理解でよろしゅうございますか。

星野委員 おっしゃる通りです。ありがとうございます。

長田会長 いかがでしょうか。はい、どうぞお願いいたします。

事務局 いきいき総務課の島田と申します。貴重なご意見ありがとうございます。先ほどの指標を設定するにあたっての数字の取り方の部分について、簡単に補足させていただければと思います。2つの指標につきましては、基本的にアンケート調査に由来する数字になります。

まず、事業所に対する調査に関しては市内全介護保険事業所に調査票をお送りさせていただきました。回答をいただいた率としては57.5%でございます。このアンケートの調査で事業所における16のまちだアイ・ステートメントの認知度の数字が出てきております。また、一般高齢者の数字と、「自分らしい生活が出来ていると感じている認知症の高齢者の割合」の指標の数字は、市内の要介護1から5をお持ちの方全員を対象としたアンケート調査が基になり、無作為で約5,000人の方にお伺いし、その中からご回答いただいた方の数字として回収率は55.1%になりますが、分母としては2,750件程で、この調査から指標の数字がきているものとご承知おきいただければと思います。

最後に16のまちだアイ・ステートメントの数字の取り方の部分でございますけれども、こちらにつきましては、内容として認知度と書かせていただきましたが、設問

の内容といたしましては、アイ・ステートメントの内容について、「内容を理解しており、日々の業務の中で活用している」、「内容を理解している」、「聞いたことはあるが、内容は分からない」の他、「知らない」の選択肢があり、あとはご回答いただけなかった無回答という形で集計させていただいているところでございます。このうち冒頭の3つ、「内容を理解しており、日々の業務の中で活用している」と、「内容を理解している」と、「聞いたことはあるが、内容は分からない」を併せて69.2%になるというところで、「聞いたことがある」以上の方を合わせた数字となっております。以上、補足の説明でございました。

星野委員

高齢者支援センター連絡会の星野です。ご説明ありがとうございました。今の事務局の方がおっしゃっていただいた内容をこちらに記載いただければ、それで概ねクリアできるのではないかなと思います。その中でもアイ・ステートメントのところに關しては、特に今おっしゃった分類のところを、資料の中で分けてご説明いただいて、合計で69.2%というお示しの仕方をする、より実態に即した納得いく数字になるのではないかと、事業所の方々、市民が納得いく数字になるのではないかなと思っております。

長田会長
事務局

どうもありがとうございました。はい、どうぞ。
いきいき総務課の島田と申します。ありがとうございます。こちらの指標の分類のところであるとか、どの様にデータを出したかというところについては、今回初めに認知症の指標についてご説明させていただいておりますので、今回の指標が議題として挙がっておりますけれども、今後、計画書全体の中で、さまざまな指標が出てまいりますので、その掲載の仕方を事務局の方で検討させていただいて、今後の審議の中でのご提示できればと思っております。また改めてご意見いただければと思います。ありがとうございます。

長田会長
井上委員

よろしゅうございましょうか。他にいかがでしょうか。どうぞお願いします。
薬剤師会の井上です。ここでお伝えするのも、どうなのかなと思うのですが、重点テーマになっているということで、以前より、例えば、予算が多くついて、これらのいろいろな認知症に関する取組みに町田市として支援が厚くなるのか、そういうのがあるのかということ。また、認知症ケアパスという町田市が作ったすごくいい認知症に関する資料があるのですが、このことが全然書いてなくて、これも重点施策の中に入れてもいいのではないかなと思うのですが、入ってない理由があるのかなというのが、知りたくて質問いたしました。

長田会長
事務局

ありがとうございます。2点お願いいたします。
高齢者支援課の笹川です。ここに載っている重点テーマとして掲げたものについて、必要な予算については確保していきたいというところでございますが、市にはいろいろな施策がございますので、その中でバランスを取りながらということになります。重点的に取組むと掲げたものについては、必要な予算の確保に努めてまいりたいと思います。また、認知症ケアパスについてでございますが、他にも認知症施策でさまざまな取組みを実施しているところですが、全ての取組みを載せきれないところもございますので、過去の取組みについて掲載するというよりは、今後重点的に取り組んで

行くものなるべく絞ってピックアップして掲載していこうというところでございます。

長田会長 いかがですか。よろしゅうございますか。過去のものでも載せた方がいいというお考えもあるかとは思いますが。

井上委員 市民の方に知ってもらいたいなというところがあるので、ちょっとご意見させていただきます。

長田会長 いろいろ表記の仕方に制限があると思いますが、ご参考までに意見を聞いていただければと思います。他にいかがですか。よろしゅうございますか。最後の方でまた時間があればぜひ伺いたいと思いますので次に移らせていただきます。それでは引き続き議題(2)の資料 2-3 に基づいて事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、いきいき総務課竹川より議題(2)における「3つの重点テーマ」のひとつである「介護人材の確保」として、資料 2-3「あつまる・そだつ・つながる まちだの介護人材」についてご説明いたします。

介護の仕事においては、大変な仕事であるというイメージが先行しておりますが、実際には、国や市が対策に取り組んできた結果、状況が少しずつ改善しつつあります。しかし、一般の方には、介護職場の現状について十分に知られていないと感じております。このため、市では介護人材を重点課題と位置づけ、広く周知することで、この深刻な課題とそれに対する取組みにご理解をいただきたいと考えております。

それでは、お手元の資料 2-3 の 1 ページをご覧ください。全体の流れといたしまして、1 ページ目「全国で介護人材が不足しています」として、全国的な介護人材不足の現状を、2 ページ 1 目「町田市の強み（町田市介護人材開発センター）」では、市の特徴である、介護人材の確保・育成・定着に取り組む「町田市介護人材開発センター」のご説明をします。2 ページ目 2 目「介護のしごと、ホントのところ」として、介護の職場の現状をご説明しております。続く 3 ページから 5 ページ目にかけては「あつまれ！」「そだつ！」「つながる！」といたしまして、人材の確保・育成・定着の取組みをご説明しております。6 ページ目「介護のしごとの魅力発信」では、介護のしごとの魅力を市民の方に知っていただくための市の取組みをご説明しております。最後、7 ページ目に指標を掲載してございます。

それでは 1 ページ目から順に詳細をご説明いたします。1 ページ目にお戻りください。まず、「全国で介護人材が不足しています」でございます。ここでは、介護業界では、今後も人材不足が見込まれること、全国的に見ると実際に人手不足でサービス提供ができないという事態が発生していることをご説明しております。

2 ページ目をお開きください。「町田市の強み（町田市介護人材開発センター）」でございます。介護人材に特化したこのようなセンターがあるのは、多摩 26 市の中でも町田市だけで、非常に特徴的な取組みとなっております。この強みを生かし、市と人材センターで協力しながら介護人材の確保に取り組んでまいります。

次に、「介護のしごと、ホントのところ」でございます。ここでは、「介護の仕事」というと抱かれがちなネガティブなイメージが、現在は過去のものになりつつあるということを、介護サービス事業所の取組みを元にご説明しております。まず、介護職と言いますと「給与が安い」、「体力的に大変そう」、「オフの時間が取れない」などの

イメージを持たれがちです。しかし、市内の介護サービス事業所を対象とした調査でも、職員の就労継続のために、賃金の改善や、働きやすい職場づくりなどに取組んでいることがわかっています。

3 ページ目をお開きください。次に、「あつまれ！まちだの介護人材」についてでございます。こちらの項目では人材の確保についてご説明いたします。介護の仕事は、誇りとやりがいがあり、ご利用者やそのご家族から感謝していただける仕事です。専門的な技術だけでなく、優しさや「人の話すことが好き」などの個性が評価され、自分らしく働ける職場でもあることをお伝えしております。

取組みの「その1【未経験者でもできる】」でございます。介護の仕事が未経験の方でも、「入門的研修」を受講いただくことで、市のヘルパーとして働くことができます。さらに、「介護職員初任者研修」の受講制度もあり、未経験からスタートした方でもステップアップを目指すことができます。

取組みの「その2【きめ細かな就労サポート】」でございます。介護サービス事業所には、様々な種類があり、そこでの働き方も多種多様です。自身にあった事業所や働き方を選ぶことができるよう、市内の多くの事業所とネットワークを持ち、その状況に詳しい介護人材開発センターが相談会等を通じてきめ細やかにサポートします。

4 ページ目をお開きください。次に、「まちだでそだつ！」についてでございます。こちらの項目では人材の育成についてご説明いたします。介護事業所で働く上では、専門的な知識の習得が重要です。市内の介護職員を対象に、資格取得支援や研修を実施しています。職員の意欲やキャリアアップをサポートします。

取組みの「その1【資格取得を応援】」でございます。介護には専門的な知識や技術が必要であり、その技術の有無は介護を受ける方の生活の質に直結します。市は、介護に関する「介護職員初任者研修」の受講費用の負担を行い、新しく就労する職員や、すでに就労している職員が資格を持って働けるよう支援します。また、「介護福祉士実務者研修」の受講費用を補助し、市内の介護職員のステップアップの支援をします。

取組みの「その2【職員のスキルアップ】」でございます。介護の仕事は、ステージに応じて必要なスキルが異なります。職層に合わせた研修やテーマ別研修など多様な研修を行い、職員のスキルアップを支援します。

5 ページ目をお開きください。次に、「まちだでつながる！」についてでございます。こちらの項目では人材の定着についてご説明いたします。職員が長く働くためには、心理的安心感と、物理的な働きやすさを整えることが大切です。仲間づくりや相談できる人間関係の構築や、業務負担の適正化など、職場環境を整えます。

取組みの「その1【みんな、まちだで働く仲間】」でございます。介護事業所は少人数の事業所が多く、またシフト勤務などにより、他の職員と交流する機会が少ない傾向にあります。そこで、市内の他の事業所で働く職員との交流の場を設け、事業所を越えた仲間づくりを支援します。また、市内の外国人職員を対象とした研修を実施し、外国人同士の繋がりを築くことができるような支援をします。

取組みの「その2【職場環境の改善】」でございます。働きやすい職場づくりとして、負担軽減や生産性向上などによる働き方改革や、ハラスメント対策などの研修を

実施します。働きやすい環境を整え、介護職員の定着と意欲向上を図ります。

6 ページ目をお開きください。次に、「介護のしごと魅力発信」についてでございます。こちらの項目では介護のしごと魅力発信についてご説明いたします。介護の仕事内容や多様な働き方、やりがいなどを知っていただき、介護の仕事を選ぶきっかけとなるような取組みをします。

取組みの「その１【伝える】」でございます。介護の仕事は、ライフスタイルに合わせた働き方や、自分らしさを活かすことができる仕事です。仕事のやりがいや働いている方の想いなどを紹介する動画などを作成し、発信します。

取組みの「その２【体験する】」でございます。介護の仕事に就く人の多くは、職場体験やご家族の介護など、介護とふれあう機会があったと言われています。小学生とその保護者が楽しみながら介護の仕事を体験する「まちけあ★キッズ かいごのおしごと体験」を実施しています。また、市民の方を対象とした講習会を実施し、車いすの移乗などを体験していただいています。

最後に指標についてご説明いたします。取組みの成果を測る指標として、介護人材開発センターを通じて市内介護事業所に就労した人数と、市内の介護職員の離職率を定めております。目標値につきましては、現段階の案となっております。

説明は以上でございます。

長田会長

ありがとうございます。ただいまの事務局からのご説明を受けまして、資料 2-3 について、質疑等のある委員は挙手をお願いします。

岩橋委員

市民委員の岩橋と申します。よろしくお願い致します。介護の現場で、やはり ICT を積極的に導入していかないと、介護の質も変わりませんし、働いている方大変さが解決しないと思っています。私は介護サービス支援員として施設に行っていますけれど、施設によってはベッドで寝ているかどうかというセンサーを導入しているところもあります。大規模なところでお話を伺うと、確かにセンサーがあるといいと思うが、補助はあっても 200 床もあると自分の施設で負担する額×200 となり、莫大な金額になってなかなか導入できないというお話も伺いました。やはり町田市内の施設がボトムアップしていかないとと思います。素晴らしい施設もあれば、なかなか導入できない小さな施設もあるということです。とすると、なかなか一般的にならないと思います。ぜひ東京都の補助という一般的なものだけじゃなくて、どの施設も最低このぐらいは導入できるというような施策を進めていっていただきたいと私は思います。

長田会長

ありがとうございます。ただいまのご意見について、いかがでございましょうか。何かお答えいただける部分がございますでしょうか。

金職務代理

大妻女子大学の金と申します。今の ICT について、国を挙げて進めている状況だと思っています。国からの補助金とかいろいろ出して、その機器などを購入しても、実はひとつ大きな問題がありまして、職員からの新たなものに対する抵抗感や、手間が増えるとの意見が出ているなど、施設の中にそのようないろいろな機器があったとしても、なかなか実用化されないという大きな問題があります。先ほどの例えば 200 床の中ですべてのベッドにその機器を設置する必要はなくて、例えば、徘徊だったりとか、認知機能とか、そういったところで部分的に取り入れることは十分可能かなと思っております。市ができることもいろいろあると思いますけれども、私は施設自体も ICT を

どう活用するかということで、研修も含めて、職員のそういう考えや価値観もちょっと変えていかないと、なかなかうまくいかないということもあるという国のデータもありますので、市だけの問題ではなく、非常に抵抗が大きいということが、ICT化が進まない、その背景のひとつになっていますので、それも含めて今後対策が必要ではないかなというふうに思っております。

長田会長
岩橋委員

岩橋委員いかがでしょうか。何かご意見いただけますでしょうか。

確かに施設で、ICTの導入に対してやってみたけど、評判が悪かった機器もあるという話も伺っています。すべてが有効で、皆さんがいいなと思うわけではないというのも分かっているのですが、一方で素晴らしい施設があって、一方ではなかなか導入できない施設もあるという状況です。私は町田市としてボトムアップしていけば、職員の定着率も上がると思いますし、利用者さんにとってもいいと思うので、ボトムアップをお願いしたいと思います。

長田会長

ご要望として伺っておいただければと思います。施設の格差があるけれど、それをなるべく、高いレベルで標準化していただきたいというような意見だと思います。いかがでございましょうか。

事務局

介護保険課の江成です。ご意見ありがとうございます。先生もありがとうございます。おっしゃる通り、すべてのベッドが一律になれば良いということでもありませんでしょうし、他のニーズなどがあったり、場合によっては、施設でこのような取り組みをしたらうまくいったとか、一方ではどうやって対応したらいいのかうまく行かなくて悩まれる施設があるなど、様々かと思います。市からの補助や施策ももちろん検討していくところではありますが、施設同士で意見交換や情報交換をしながらいいところをまねしていくなどを含めて、全体的に施設の方の負担が軽減されるような取り組みを考えていく、それがICTであったり、介護ロボットであったり、いろいろな案があると思うので、ご意見を参考にさせていただいて取り組んでいきたいと考えております。ありがとうございます。

長田会長

岩橋委員、よろしゅうございますか。施設の情報交換などに、市が支援するというのも一面あるというような理解だと思います。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。時間も迫ってまいりましたので、先に進めさせていただきます。

3 報告

(1)令和 8 年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金(介護保険インセンティブ交付金)の評価結果について

長田会長

それでは報告の(1) 令和 8 年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金(介護保険インセンティブ交付金)の評価結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、報告(1)の「令和 8 年度市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金(介護保険インセンティブ交付金)の評価結果について」、いきいき総務課永井よりご説明いたします。資料 3 をご覧ください。

介護保険インセンティブ交付金とは、各市町村が介護保険の保険者としての機能を発揮し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するため、国が創設

した交付金です。この交付金は目的別に２種類あり、「保険者機能強化推進交付金」と「介護保険保険者努力支援交付金」という２つの交付金があります。介護保険インセンティブ交付金とは、２つの交付金を総称した呼び方でございます。この交付金は、決まった額が交付されるのではなく、各市町村が行っている介護保険の取組みについて、国が評価を行い、評価結果に応じて交付額を決めるといった仕組みとなっています。本日は、この交付金について、昨年度の介護保険における町田市の取組みの評価結果が公表されましたので、ご報告をさせていただきます。

はじめに、資料の１ページをご覧ください。１ページに記載しているのは、「保険者機能強化推進交付金」の取組み結果です。「保険者機能強化推進交付金」では、４つの目標すべてにおいて、全国平均を上回る得点を獲得いたしました。内訳としては、「目標Ⅰ 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする」では、100点満点のうち、全国平均は62点のなか、町田市は85点を獲得しました。続いて「目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制を構築する」では、100点満点のうち、全国平均は69点であり、町田市は92点を獲得しました。「目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する」では、100点満点のうち、全国平均は51点であり、町田市は85点を獲得しました。「目標Ⅳ 高齢者がその状況に応じて可能な限り自立した日常生活を営む」では、100点満点のうち、全国平均は48点であり、町田市は50点を獲得しました。これらの結果、総合で400点満点のうち町田市では312点を獲得することができました。本交付金では、特に「介護保険事業の分析」や「介護人材の確保」の取組みが全国平均と比較し、大きく得点を獲得しております。これは、持続可能な介護保険制度の運営に向けて、介護保険事業計画の計画値と実績値の比較分析を行ったことや、介護人材について町田市介護人材開発センターとの連携や介護の魅力発信の取組みなどが評価されたものと考えております。

続いて、２ページをご覧ください。こちらは「介護保険保険者努力支援交付金」の取組み結果です。「介護保険保険者努力支援交付金」でも、「保険者機能強化推進交付金」と同様に、４つの目標すべてにおいて、全国平均を上回る得点を獲得いたしました。「目標Ⅰ 介護予防/日常生活支援を推進する」では、100点満点のうち、全国平均は57点であり、町田市は79点を獲得いたしました。続いて「目標Ⅱ 認知症総合支援を推進する」では、100点満点のうち、全国平均は51点であり、町田市は65点を獲得いたしました。「目標Ⅲ 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する」では、100点満点のうち、全国平均は68点であり、町田市は81点を獲得いたしました。「目標Ⅳ 高齢者の状況に応じた自立した日常生活」では、100点満点のうち、全国平均は48点であり、町田市は50点を獲得いたしました。こちらは１ページ目の保険者機能強化推進交付金と共通の項目となっています。これらの結果、総合で400点満点のうち町田市では275点を獲得することができました。本交付金においては、「介護予防の取組み」や「医療・介護連携の取組み」が評価されております。具体的な町田市の取組みといたしましては、「町田を元気にするトレーニング」を始めとした、介護予防につながる活動を行う高齢者の自主グループに対して、会の立ち上げや活動継続のための支援を行ったことや、「医療と介護の連携支援センター」活動や「町田・安

心して暮らせるまちづくりプロジェクト推進協議会」などの取組みが、この結果につながったと考えております。

3 ページをご覧ください。こちらは、介護保険インセンティブ交付金全体における得点状況の全国順位のうち、介護保険の第1号被保険者数が10万人以上の自治体と比較した表でございます。町田市は被保険者数が10万人以上の自治体の中で、全国6位の結果となりました。なお、口頭でのご説明で恐縮ですが、この結果、交付金額としては約9,200万円となりました。介護保険インセンティブ交付金の評価指標は、認定率の変化など人口規模の違いにより、指標への影響度合いが異なる性質があることもあり、他自治体と比較をする上では、一定規模以上の自治体間で比較することが適切となります。このため、被保険者数が10万人以上の自治体の中で、全国6位という結果は、全国の中でも町田市の介護保険の取組みは高く評価されているという結果になったと考えております。以上、簡単ではございますが、介護保険インセンティブ交付金に関する評価結果について、ご報告とさせていただきます。

長田会長

ありがとうございます。ただ今の事務局からのご説明を受けまして、報告の(1)について質疑などのある委員は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

竹内委員

市民委員の竹内と申します。ご説明ありがとうございます。私、この介護保険のインセンティブ交付金というのは、初めてこの資料を見て知ったのですが、これは去年、一昨年ぐらいから始まっているのでしょうか。それとこれは介護保険とはあるものの介護保険のお金ではないですね。国が出すのだから、出どころは税金でしょうか。

事務局

いきいき総務課の島田と申します。ただいまの質問についてお答えさせていただきます。まず交付金の制度につきましては、ある程度前からある制度でございまして、具体的には2018年から始まった制度でございます。2点目のご質問につきましては、こちらは国からの交付金というところでございますが、その原資など詳細については、正直把握はできていないところではございます。税金が投入されているのではないかなというところでは想像はしているところではございます。以上です。

竹内委員

要するに、介護保険のお金ではないのですよね。国の方のどっかから出ていると、税金ですよね。

事務局

いきいき総務課の島田と申します。介護保険料の収入につきましては、基本的に市の方に入るものです。国の方に入るものではございませんので、そういう理解で大丈夫かなと思います。

竹内委員

市の方に入って東京都には入らない、市の方に入るということですね。それとですね、ちょっと聞きたいのは、評価を受けて町田はすごく上位でいいとは思いますが、1ページ目の最後の「健康寿命の延伸の状況」というのが、全国平均をずっと下回っています。この「健康寿命延伸の状況」はどのような内容なのでしょう。次の2ページ目も、同じく「健康寿命の延伸の状況」があり、これも町田市の得点5点に対して全国平均11点と、これも全項目の中では、下回っている項目ですが、どのように捉えていらっしゃいますか。

事務局

いきいき総務課の島田と申します。こちらの「健康寿命の延伸の状況」という指標につきましては、同じ指標が2つあると、今おっしゃっていただきましたが、これは両方とも内容は同じ指標でございます。つきましては、同じ指標が2つの交付金それ

それに設定され、評価されているというものでございまして、中身としては同じという認識をいただければと思います。指標の内容としましては 2025 年度の要介護度 2 以上の認定率でございまして、全国の保険者の中で順位付けがされるものでございます。認定率が低い保険者が上位として順位付けがされまして、こちらの順位のうち上位 1 割に入れば満点、その他、上位 3 割、5 割、7 割という形で段階があり、それぞれに応じて得点がされていくという状況でございます。町田市は、上位 7 割の全国順位に入っているというところで 5 点獲得いたしました。こちらの捉え方というところについては、全国平均は 11 点ではありますが、認定率が低ければいいかというところ、一概にもそう言えないところもございまして。大事なのは、必要な方に必要なサービスが行き届くことというところかと思ひますし、こちらの指標は要介護度 2 以上の認定率になりますので、基本的には自治体の規模が大きければ大きいほど認定率が動きづらいというところが性質としてございます。自治体の規模が小さいところだと、お一人の要介護度の上下で認定率に大きな影響を及ぼすというところもありますので、人口ピラミッドや高齢者人口に大きく左右される指標でもあると認識しております。確定的な分析というのは、ちょっと難しいところもございまして、介護予防・フレイル予防というような取組みでしたり、必要な人に必要な支援が届くような介護保険制度の運用というところを、引き続き、町田市としては行っていくというところになるかなと思います。以上です。

長田会長

ありがとうございます。よろしゅうございますか。自治体の規模によって、だいぶ影響を受けるという、そういう指標ということかと思ひます。ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。それでは、一応今日の時間も参りましたが、全体として何かご質疑はございますでしょうか。

長谷川（浩）委員

長谷川と申します。認知症の専門医、いわゆる臨床医でやっておりますけれども、私がちょっと疑問に思ったのは、「16 のまちだアイ・ステートメント」の中の 03 番です。「私は、望まない形で病院・介護施設などに入れられることはない。望む場所で、尊厳と敬意をもって安らかな死を迎えることができる」と書いてありますけれども、高い目標を掲げて、まい進していくことは、非常に重要なことだと思いますが、実際に臨床を行っている、特に精神科領域のダークな部分を見ていると、BPSD とか、意識障害とか、そういう中で本意ながら、隔離拘束を行わなければいけないこともあるので、このように断言してしまっているものかどうかということは、ちょっと私は違和感を覚えます。いかがでしょう。

長田会長
事務局

ありがとうございます。いかがでしょう。

ご意見ありがとうございました。高齢者支援課斉藤と申します。「16 のまちだアイ・ステートメント」についてでございますが、「ステートメント」とは、直訳すると「宣言」ということになりますけれども、町田市の認知症の人にとって、町田市がどのようなまちであって欲しいかを、「アイ」＝「私」の視点で 16 の文章にまとめたものでございます。この言葉を作成するにあたっては、認知症の当事者の方や、その家族、医療福祉関係者、行政、民間企業の方や、NPO の方、さまざまな方と一緒に、町田市がどのようなまちであって欲しいかを宣言する、訴えかける内容として作成したものでございます。言葉として断言しておりますけれども、絶対にこのまちになるかとい

うと、難しいものもあるかもしれませんが、これを掲げることを一人ひとりが考えて、こういったまちづくりに対して、一人ひとりがどういったことをできるかということを考えることが重要という意味で、一部言い切りになっている部分もございます。この「アイ」というのは、認知症である私の「アイ」だけではなく、これから認知症になり得る私という、我々すべてが「アイ」であるということで、訴えかけておりますので、断言して難しいものもあるかもしれませんが、これに向けて、一人ひとりが「何ができるか」ということを考えるということが大切だと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

長谷川（浩）委員 ただ、施設の責任者とか臨床医とかを見ると、非常に違和感は感じます。もう少し柔らかい表現にできないものでしょうか。

事務局 ありがとうございます。その当事者の方とその関係者の方、皆様で考えて、目指すべき姿を確認させていただきましたので、これに向けて、みんなで考えて努力していきたいと考えてございます。ご理解いただければと思います。

長田会長 あくまで方向性だということで、理想は高くということかと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは、議論は尽きないと思いますが、お時間ですので、ここでひとまず、終了ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 事務局より

※事務局より事務連絡があった。

5 閉会

事務局 本日はこれをもって終了いたします。限られた時間ではございましたが、活発なご意見を賜り、本当にありがとうございました。